

茂原市農業委員会第6回総会議事録

1 開催日時 令和2年5月12日(火) 午後1時30分から

2 開催場所 茂原市役所102会議室

3 出席委員 13名

1番 中村正明

2番 小高一夫

4番 蕨直邦

5番 光橋正人(第二副小委員長)

6番 杉浦文子

7番 八角徳政

8番 高山多聞(第一副小委員長)

9番 秋葉仁喜(第二小委員長)

10番 鈴木幸雄(第一小委員長)

11番 鬼島一郎(職務代理)

12番 加藤古志郎

13番 石井利明(会長)

14番 浦島京子

出席推進委員 4名

矢部友一 鎗田幸一 富田和男 風戸茂樹

4 欠席委員 1名

3番 湯浅公夫

5 事務局職員 6名

事務局長 高山浩二

局長補佐 丸島浩二

係長 東條成男

係長 鵜澤史樹

主査 吉田茂則

主事 酒井嵩文

6 会議に付した議案

- ・農地法第5条の規定による許可申請について 4件
- ・第4回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請について 18件
- ・第4回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請について 10件
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

地目変更登記申請に係る照会について

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

8 総会要旨

局長

本日は第6回総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本総会は、農業委員会法第27条第3項の規定により委員の過半数の出席を頂いておりますので成立することをご報告いたします。本日の議事案件については、5条申請4件、第4回保留議案28件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、以上合計34件となります。そのほか報告事項がございます。

茂原市農業委員会総会会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、会長にお願いいたします。

会長

ただ今から農業委員会総会を開催いたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、会議室の規模を考慮し、座席間隔、マスク着用、アルコール消毒などを徹底して行っておりますのでよろしくをお願いいたします。なお、先般の第二小委員会については開催を中止し、役員にて現地調査を行っております。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人についてこちらで指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声) 本日の議事録署名人は10番鈴木委員と11番鬼島委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。はじめに農地法第5条の規定による許可申請についてであります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

1号議案です。申請地は、六ツ野字上並松地先外4筆、田2013㎡のうち377.03㎡、畑288㎡のうち62.02㎡、合計2301㎡のうち439.05㎡です。東京都の★★さんが六ツ野の★★さんから賃借権の設定により土地を借りて、携帯電話基地局新設工事に伴う仮設用地として一時転用する申請です。

申請理由及び土地選定理由は、基地局の隣接地であるため、とのこと。事業計画としては、資材置場、仮設トイレ、仮設事務所を設置します。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることができない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」、並びに農地法施行令第4条第1項第1号ロ及び第11条第1項第1号ロの「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが無いと認められるものであること」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請は、ありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地後土木シートの上に、鉄板を敷設します。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者はおりません。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

なお、一時転用について、申請期間は令和2年12月24日までとなっております。事業完了後の農地復元誓約書が提出されております。

続きまして2号議案です。申請地は、東郷字御用地地先、畑495㎡です。千町の★★さんが東郷の★★さんから売買により土地を買い受けて、貸駐車場用地とする申請です。

申請理由及び土地選定理由は、市内中心部へアクセスに至便であるため、近傍に住宅及びアパート等があり、車両の駐車場として要望があるため、とのこと。事業計画としては、大型車2台、普通車7台の駐車場とします。

次に転用許可基準です。立地基準について、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請は、あ

りません。周辺農地の営農条件への支障について、申請地東側及び南側をブロックで土留めした後、土砂の埋立てを行います。排水は、雨水のみで自然浸透です。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして3号議案です。申請地は、長尾字辺田地先、畑177㎡です。長尾の★
★さんが一宮町の★★さんから土地を買い受けて、資材置場及び駐車場用地とする申請です。申請理由は、隣地で建設業を営んでおり利用している既存施設の倉庫の資材が増加し、倉庫内の作業スペースや駐車場が足りないため、とのこと。事業計画としては、建設資材置場及び駐車場3台分とします。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と考えられます。第2種農地として判断される場合は、許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、雨水のみで敷地内自然浸透及び道路側溝へ放流します。長尾大楽地に排水同意の確認をしております。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続きまして4号議案です。申請地は、小林字西ノ前地先外2筆、畑270㎡です。大網白里市の★★さんが小林の★★さんから土地を買い受けて、専用住宅用地とする申請です。申請理由は、現在母親と同居しており夫婦の居住用として建設を計画しているため、とのこと。事業計画としては、建築面積132.50㎡の住宅1棟を建築します。

次に転用許可基準です。立地基準については、申請地は用途地域内ですので第3種農地と考えられます。第3種農地として判断される場合は、原則許可できる農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく申請はありません。周辺農地の営農条件への支障について、造成は整地のみで埋立ては行いません。排水は、公共下水道に接続します。雨水は敷地内浸透及び道路側溝へ放流します。確認が必要な隣接農地所有者は1名おり、確認を得ております。

その他、転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

以上でございます。

会長 第二小委員長から報告をお願いします。

第二小委員長 5月7日に土地区画整理済農地を除く1号から3号議案の農地の現地調査を行いました。

会長 それでは順次審議します。1号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 農振農用地ですが一時転用であれば許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 仮設の一時転用ですので問題無いと思います。

会長 1号議案ですが意見のとおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは1号議案については、許可相当ということで決定いたします。続き

まして2号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 住宅地の中でもあり、計画のとおりであれば許可相当でよろしいと思います。

会長 2号議案ですが意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは2号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして3号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 第2種農地ですので許可相当でよろしいと思います。

会長 3号議案ですが意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは3号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして4号議案です。★★委員いかがですか。

★★委員 用途地域内の住宅地ですので許可相当でよろしいと思います。

会長 4号議案ですが意見のとおり許可相当ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは4号議案については、許可相当ということで決定いたします。続きまして議案第5号から32号第4回総会保留議案についてであります。経過を含め説明をまとめてお願いいたします。

事務局 まず、議案第5号から12号、令和2年3月10日開催 第4回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

参考資料として、これまでににお配りしました「令和2年第4回総会 議案第1～18号及び24～33号に係る議案資料」「営農型太陽光発電について」「各申請地の太陽光パネル配置図」「補正後の農業経営実施計画書」をご用意ください。これらに加えて本日お配りした資料としまして、昨日撮影の「申請地の現地写真」、5月7日撮影の「睦沢町の権利取得済農地の現地写真」、「補正後の知見を有する者の意見書」を併せてご覧ください。

また、本日、前回に引き続き営農者様にお越しいただいております。また、営農型発電設備の審議の参考とさせていただくため発電事業者様にも出席を依頼しましたところ、前回は新型コロナウイルス感染症予防対策を考慮し欠席となりましたが、今回は国の緊急事態宣言の延長の中、検討の結果、代理人に委任するとの連絡があり、代理人にお越しいただいております。議案説明の後入室して頂き、直接質疑をよろしくお願いいたします。

それでは3月1号から8号議案です。一体の営農計画となります。申請地は本納字上人塚地先外17筆、田2479㎡、畑18217㎡、計20696㎡です。睦沢町の★★さんが本納の★★さん外7人から土地を賃借権の設定により借り受けようとする申請です。賃借人は睦沢町にて約10haの農地で大葉を主として各種施設野菜と露地野菜を耕作しております。また、睦沢町より農業経営改善計画の認定を受けています。借り受ける農地にてサツマイモの栽培を計画しています。

申請地における農業経営に係る実施計画書については、サツマイモを露地栽培し、申請地全体で50t生産する計画です。変更はありません。

次に許可基準についてです。全部効率利用要件については、現在賃借人が耕作に供すべき市内の農地はありませんが、睦沢町に自作地及び借入地があります。睦沢町農業委員会に再確認しましたところ、現在賃借人が耕作に供すべき農地のうち、法第32条第1項各号に該当する遊休農地判定の農地はないとの報告でしたが、昨年度からミョウガを栽培する計画で営農型発電事業を実施している農地について、計画では既に耕作を開始している予定ですが、現在まだ耕作を開始されていないとのことです。別紙の「睦沢町の権利取得済農地の現地写真」をご覧ください。写真番号1, 2, 4, 5, 7, 8, 10, 11, 12の睦沢町寺崎字下之割地先外8筆は令和元年9月2日

に、写真番号3, 6, 9の睦沢町寺崎字下之割地先外2筆は令和2年1月6日に、いずれも法第3条許可を受けて賃借権を設定している農地です。法第3条第2項第1号にいう「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」とは、賃借人が既に法第3条第2項第1号に掲げる権利を有している農地等をいいますので、これらの農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合は、法第3条第2項第1項に該当するため法第3条第1項の許可をすることができないと考えられます。

主な機械の保有、労働力、技術、農作業常時従事要件、下限面積要件、及び周辺地域との関係については、変更はありませんので別添資料のとおりです。

また、賃借人は農地法第2条第3項に規定する要件を全て満たしていることから、農地所有適格法人に該当すると判断されます。

その他の添付すべき必要書類について併せて確認しております。

なお、前回総会にて、許可基準の該当を判断するにあたっては、賃借人の営農計画は発電事業とも関連しているため、営農者と発電事業者の双方で営農計画について検討していただき、発電事業者とも話をしっかり詰める必要があるため審議保留となりました。また、これまでに委員会が指摘した問題点や制度の注意点についてもよく検討していただくよう連絡いたしました。

これらの内容を参考にしながら、この後営農者及び発電事業者の話を伺い、ご判断をいただきたいと思います。

引き続き、議案第23号から32号、令和2年3月10日開催 第4回総会保留議案 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

3月24号から33号議案です。農地法第5条許可による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。

申請地は、本納字上人塚地先外17筆、田2479㎡の内0.730㎡、畑18217㎡の内3.220㎡、合計3.950㎡です。福岡市の★★さんが本納の★★さん外7人から賃借権設定により土地を借り受けて、それぞれ一時転用許可を受けて農地に支柱を立てて営農型発電設備を設置しようとする申請です。

事業計画としては、10か所の申請地に太陽光パネル計2240枚、支柱計674本を設置します。変更はありません。

次に、転用許可基準についてです。立地基準につきましては、申請地は農用地区域内にある農地と判断され、原則として許可をすることが出来ない農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び第11条第1項第1号イの「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、例外的に許可し得る農地です。

続いて一般基準です。申請目的実現の確実性について、他法令に基づく必要な処分として、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けています。また、市都市計画課に太陽光発電設備設置事業事前協議申出が提出されております。地域説明について、都市計画課に現在の状況を確認しましたところ、関係4自治会のうち、★★自治会及び★★自治会では、引き続き地域説明会を要望しておりますが、いずれも新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け延期中で、開催時期は未定とのことです。市都市計画課としても事前協議を保留し、指導要綱に基づき地域説明の実施等について指導しているとのことです。周辺農地の営農条件への支障について、埋立て等は行わず、排水は雨水のみで自然浸透です。両総土地改良区から同意書が提出されております。確認が必要な隣接農地所有者の確認を得ております。一時転用の許可期間については、農林水産省の通知により、担い手が権利を有する農地を利用する場合は10年以内とされており、認定農業者である★★さんが3条許可を受けて耕作するため10年と申請されています。

その他、設備の撤去時の費用を含め転用行為を行うのに必要な資力及び信用があること等については、添付された必要書類で確認しております。

続いて営農型発電設備の許可基準についてです。営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書については、前回までの総会での指摘を受けて、営農の適切な継続が確実と認められるか、営農者と発電事

業者とで発電設備の配置や構造、日照量の確保、単収の見込みについて検討していただくよう連絡いたしました。補正や変更はありませんでしたので別添資料のとおりです。

この計画について、知見を有する者である★★氏から意見書が再提出されましたので、補正後の意見書をご覧ください。整合性のとれていなかった柵の設置に係る記述が訂正されていますが、営農型発電に対するどのような知見を有するのか明らかにしていただきたいという指摘については、回答を得られておりません。

また、位置等からみて、周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要ですが、農林水産省によると、集団農地の真ん中にある場合は、支障を及ぼすおそれがあると判断しております。さらに長生農業事務所では、農業機械が容易に横断できる四方をすべて農地に囲まれている農地は、これに該当すると判断しております。

3月24号から33号については、3月1号から8号の保留により営農について判断できないため、審議保留となっております。

さらに引き続き、議案第13号から22号、令和2年3月10日開催 第4回総会保留議案 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

3月9号から18号議案です。申請地は、本納字上人塚地先外15筆、田2169㎡の内311.975㎡、畑18217㎡の内3502.636㎡、計20386㎡の内3814.611㎡です。福岡市の★★さんが本納の★★さん外7人の土地に区分地上権を設定しようとする申請です。申請理由は、太陽光パネルを農地の空中部分に設置するためです。

次に許可基準についてです。区分地上権の設定に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きの不許可の例外事由に該当するため、同項各号の要件を満たす必要はありません。営農条件への支障については、一時転用許可において判断されることになっており、賃借人等の権利者の同意については、農地の賃借人である★★さんから同意書を得ております。

なお、農林水産省によりこの区分地上権設定の期間は支柱部分に対する一時転用期間と同じ期間とされております。

また、この3条許可の取扱いについては、転用許可がされない場合は、3条許可は行わないこととされております。これは、転用が不許可となった時点でこの賃借権設定の効力が発生しないことから、区分地上権設定に係る目的が失われ、営農条件への支障のおそれがないことについて判定できなくなるため、許可できないものと考えられるためです。従いまして、転用が許可であれば同時に許可、不許可であれば同時に不許可、という考え方になります。

3月9号から18号については、3月24号から33号の保留により判断できないため、審議保留となっております。以上でございます。

それでは、営農者の★★さん及び発電事業者の★★さんの代理人である★★さんに入室していただきます。

<★★氏、★★氏入室>

会長

意見聴取のためお越しくござい、ありがとうございます。★★さんには三回目となります。★★さんは、発電事業予定者の代理人としてあくまで全権委任されてご出席ということでよろしいですね。

★★氏

はい大丈夫です。

会長

それでは自己紹介をお願いいたします。

★★氏

★★と申します。よろしく願いいたします。このたび★★様がコロナウィルスの

影響で出席が叶わなかったもので、私の方が委任されまして出席させていただきました。我々は元々太陽光のメーカーでして、販売、施工に携わっております。その中で、新しい事業を始めたいということで農業の会社を作らせていただいて、茂原では弊社の方で事業を進める予定だったのですが、親会社の★★の都合で太陽光発電を★★様に変更させていただいて、事業を進めさせていただいております。なので、今回私の方で★★様に代わりまして色々とお話しさせていただければと思います。

会長 ★★さんも再度お願いいたします。

★★氏 前にも自己紹介させていただきました、★★の★★と申します。睦沢町で大葉の生産を周年栽培していて今期で10期目になります。大葉は施設栽培ですが、露地栽培については睦沢町にご協力を頂いて耕作放棄地を二か所お借りして、チャレンジしている最中でございます。よろしくお願いいたします。

会長 まず私からお聞きします。全権を委任されているということで★★さんにお聞きしますが、今回の営農型太陽光発電に対して、本申請地はどなたが考えられたのですか。

★★氏 我々がお付き合いさせていただいている会社の方から、我々がソーラーシェアリングをやりたいということで探している中で茂原市さんの案件をご紹介いただいて、話が進んだ次第でございます。

会長 営農型太陽光発電に対して、どういう認識を持って臨んでいるのですか。

★★氏 元々は野立てと呼ばれるソーラーシェアリングではないものやっていた中で、新しい事業として農業をやりたいということで、★★が★★を作ったのです。そこで全国的に耕作放棄地が問題になっている中で、国が推奨しているソーラーシェアリングというものが、農業と太陽光発電の両方が出来る非常に素晴らしい制度だと思い、会社の方針でこちらをやらせていただきたいと思います。

会長 営農型太陽光発電は営農ありきということ、農業を行える状態でその上に太陽光パネルがある、というなればご存知ですよ。

★★氏 太陽光発電ありきという話もあると思いますが、我々は太陽光発電が無くても、農業だけでもやっていきたいと思っていますので。そこで農業をしっかりとやろうとしたとき、耕作放棄地からスタートするとどうしても初期費用がかかってしまうと思うんですね。その中で太陽光発電が少しでも補助になれば、ということで考えております。

会長 ★★さんと発電事業計画者さんは、しっかりと営農型太陽光発電に対しての打ち合わせというのは綿密に行ってきたのでしょうか。

★★氏 何度も私の方から★★さんに伺わせていただいて、ご指摘いただいた件など色々検討させていただいて、今日臨んでおります。

会長 そういう話ですと、3月、4月と、★★さんとお話ししていたのですが、非常にギャップがあります。打合せをしていないケースが見受けられるんですね。そうした点も含めて委員から意見があるかと思っていますのでよろしくお願いいたします。それでは皆さんから忌憚のない意見をよろしくお願いいたします。いかがですか。

★★委員 ★★と申します。★★さんからの説明で、ソーラーシステムの対応については理解できました。但し、営農型ということ考えたときに、提出された太陽光パネルの配置計画では、土地の有効利用における通常のパネル計画のように考えられます。個々の土地のパネル計画はどういう基準でやっておられるのか。まず一点お聞きします。

それと冒頭でお話しがありましたように、農業をやっていきたいとおっしゃっておりますので、当然農業における光合成、作物によって条件は違いますが、これを考えて太陽光発電と農業をバランス良くやるという中で、パネル配置を見直すという気があるのか。この二点を伺います。

★★氏 パネル配置を見直すというのはどういうことでしょうか。

★★委員 農地の中にパネルが密に配置されると、光が入ってこない部分も多いじゃないですか。そういうことで基準が、例えば農地の50%をパネルに使ってやるとか、根拠があるのか知りたいのです。

★★氏 太陽光発電の事業認定の申請をするとき、設計の話になりますが、その土地に対して、経済産業省や東京電力にどのくらいの容量で申請するか事前に考えるのですが、遮光率の問題で、例えば1,000㎡の畑で8割にパネルが付くということであればほとんど光が当たらない状態になってしまいますね。今回、★★さんにはサツマイモを計画していただいているので、もっと陽が必要ということであれば、パネルの枚数を減らすとか、パネルの種類も高出力のものが増えていて高出力のものにすれば枚数も面積も減りますので、そういったことも柔軟に考えています。

★★委員 考えているということですので、いま提出されている配置図を見ますと、通常の売電計画における配置計画に見受けられますので、★★さんがお話しされておりました農業ありきの売電計画となりますと、高性能なパネルを利用して、農水省の出している営農型発電事例の考え方にぜひとも対応できるように、申請を見直すことは可能なのでしょうか。

★★氏 そういったご指摘をいただいて、ご判断の中でそのような声があれば、もちろん検討していきたいと思えます。

★★委員 ★★と申します。地元の自治会、土地改良区、水利組合に全て了解を得て事業を進められるように説明では伺っておりますけれども、確認したところ、本納の★★さんの農地、これは土地改良区の水利組合の範囲で、この土地についてはたとえ営農型であっても水利組合では許可しないということだそうです。法律的にはどうかわかりませんが、土地改良区は一自治会の単位を超えて関わってきますけれども、その水利組合の範囲においては、当面の間、開発は許可しないという取り決めがあるそうです。その辺をどのように説明されたのか。それと、法目の五反田は、進入路も排水路も無いというところで、その問題をどのように考えているのか。

★★氏 今回の本納地区の水利組合のお話は存じ上げない話で、初めて聞いた部分でしたので、もう一度こちらから水利組合の方とお話ししなければいけないなと思いました。

★★委員 水利組合の取り決めとして、当面の間この地区は一切の開発行為はしないということで、ほかにもお話があったんですけども全てお断りしているとのことですので、再度地元とよく話し合っ確認してもらいたいと思えます。

★★氏 わかりました。

★★委員 ★★と申します。転用のため農地を借りる場合、隣接の地権者の方々の同意はもちろん得ているわけですね。

★★氏 はい、左様です。

★★委員 粟生野の隣地の方に関しては話を聞いていないそうです。また、境界を表す杭が見

当たらないのですが、その辺の確認はどのようになさっていますか。

★★氏 住民への説明というところでは、弊社はソーラーシェアリングを過去にもやっておりますけれども、隣地の方、畑が隣り合っているところに関しては一度皆さんに当たって、ご不在のところにはチラシをお配りさせていただいております。その中で都市計画課の事前協議ということで、今回の該当の畑から周辺50mから100mくらいの所に住んでいる方には直接訪問若しくはチラシをお配りさせていただいて、ご説明させていただいているんですけども。

★★委員 チラシを配って回ったという話は聞いております。それで直接行き会って話をしたという方は、私の聞いた限りではい wasn't でしたが。隣地の方にはご確認いただけますか。

★★氏 全て隣接の方には回ったと思っていたのですが、本人から、聞いていない、というお話があるのであれば、しっかりと話しするべきかと思っております。

★★委員 ★★と申します。今までの意見と一部重複するかと思いますが、地元の自治会とか近隣の確認とか、必ずしも必須要件ではないんですよね。ただ、そこで事業をやるとすれば、長い間事業をやる可能性があるわけですね。そうした場合に長いお付き合いをしていく中で、やはり始めるときには、必須要件ではないにしても、良好な関係を保っていくためには必要なことだと思います。色々お話を聞いていますと、代理人としてお出でいただいた★★さんの方から、その点についてはまだ把握をしていない、というようなことが何度か聞かれますので、この辺のところを、少し時間をかけてコンクリートにしてもらって、固めてもらって、から審議なりをやっていく方がいい気がしておりますが、いかがですか。

★★氏 そうですね、地域の住民への説明というのは、おっしゃっていただいたとおり法律ではないというお話かもしれませんが、やはり事業をやる上で大事なことだと私も思っております。そこで今回コロナウィルスの影響で、説明会の開催を予定していたのですがやはり開催することが難しく延期になってしまっています。その対策として、区長さんにはお電話なり直接お会いしてお話しさせていただいて、近隣の方にできる範囲で戸別訪問して、やはり何度行ってもお留守の方もいらっしゃるのでもうそういった方には説明文と会社名と概要を付けたチラシを回らせていただきました。それで行き届いていない方には、追加でまた必要というふうには思っております。

★★委員 ★★と申します。パネルの配置の関係で、高性能のものに替えるとか、計画自体、いま提出しているものが割とフラットなカタチで、事業計画自体がきちんと定まっていなくて出されていると思うんですね。都市計画課の方と事前協議の中で、太陽光発電の設置計画をこういうふうにする、と定めた中で、申請を出し直してもらおうのがベターじゃないかと思えます。きちんとした計画を出し直してもらって、審議にかけるべきだと思います。営農計画の中で遮光率がまずいから配置をもっと変える、といった話ではなく、地元等とも詰めてもらって、きちんとした内容で出し直してもらおうのが一番ではないかと思うんですが、どうですか。

★★氏 そうですね、場所によってサツマイモの営農が難しいということであれば、もう一度考え直して、ということも検討したいと思えます。

★★委員 話をずっと聞いていましたが、耕作放棄地にターゲットを当てて営農をやって、その上の太陽光パネルで経費を少しでも補えれば、と色々な構想はあると思いますが、★★さんの話もこれまで聞いてきましたが、いま、地元との話し合いとか、営農事業者と発電事業者として、一つ一つの現場で、どういうカタチで、ここはこうだという検討を、本当に両者が現場で詰めて検討をしたということは、やっているんですか。

- ★★氏 そうですね、この事業はそもそも年末ぐらいから話が持ち上がったものでして、何
度も★★社長とは一緒に現場に足を運んでいただいて、現場も見た上で計画させてい
ただいておりました。ただ、その中でもやはり未熟な部分とか考えが甘かった部分と
いうのは、もしかしたらあるのかもしれませんが、しっかり検討して計画の方は作ら
せていただいております。
- ★★委員 耕作放棄地を解消するなり、営農するというのは、地域との結びつきやバランスの
整合性がとれなければ、できた代物ではないんです。営農というのはそういうもので
す。現に私も、耕作放棄地の解消事業を今やっている最中です。そういうところで、
きちんと地域との話し合いを積み重ねている。そう甘いものじゃない。今の話の状態
ぐらいでは、これで出来る、という状況にはないんじゃないでしょうか。詰めた計画
をきちんとやった上で、大変失礼な言い方ですが、農業委員会の審議に堪えるよう
な計画にして、出してほしいと強く思っています。
- 会長 ありがとうございます。★★さん、いま皆さんからいくつか意見が出ております
けれども、非常に重要な内容なんです。先ほど都市計画課の話も出ました。茂原市で
太陽光発電設置の指導要綱ができていますね。やはり地域との関わり合い、そし
て、なんといっても営農ありきということがいかに大事かということなんです。で
すから、お話を聞いている中で、申し訳ないけれども、★★さんが代理人として答え
られない、踏み込んでいないということが正直見られます。これから委員会の中で意
見交換をしてお答えしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
最後に皆さんからほかにあればお願いします。なければ、それでは、意見聴取はこ
れで終わらせていただきます。ありがとうございます。
- ★★氏 ありがとうございます。
- <★★氏、★★氏退出>
- 会長 それでは皆さんの意見交換をして、まとめていければと思います。まず現況報告と
して、★★委員ご意見ございますか。
- ★★委員 法目の現況報告ですが、今日も見てきました。写真のとおりです。雑草が伸びてき
たところがあります。チップは片し終えておりません。五反田の湿地は今のままでは
耕作できる状況にありません。草もまた繁茂しております。
- 会長 地権者の方も含めて、地元のこの事業に対しての意見は聞いておりますか。
- ★★委員 所有者の★★さんから相談を受けまして、★★の申請をやめたいと私に電話があり
ました。私には扱えないので、事務局に連絡するよう伝えさせていただきました。業
者と揉めたそうで★★さん夫婦も気がだいぶ病んでいまして。片付けや草刈りで相当
経費がかかっているということをおっしゃったそうです。
- 事務局 事務局には昨日連絡があり、取下願の手続きについて説明いたしました。
- 会長 ★★委員、さきほどもお話を聞きましたが、再度地元の状況をご報告願います。
- ★★委員 業者さんの方でもう一度地元とよく話し合っただきたいということです。地元
水利組合の範囲の中にある★★さんの土地においては、水利組合の取り決めで当面の
間、開発行為は一切駄目だということで、今までも色々な開発の話が来たんですけれ
ども全てお断りしているということです。たとえ営農型でも駄目だそうです。水利組
合に確認しました。それから、五反田は、排水路と進入路がありません。人間が歩い

ていくぶんには大丈夫だと思いますが、機械を入れるところが無いので、今まで放置されてきた原因の一つだと思うんですけども、その辺をどのように解決していくのか。地元を確認したところ、パンフレットと、事業内容をちょっと話していったそうなんですけれど、自治会としては、役員さんには話してありますが一般の方には周知していないということなので。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 お話を聞いておりますと、去年の9月に許可を得た農地も、写真を見ますとまだ耕作は手つかずだし、今回の申請地はもっと耕作放棄地もある中で、仕事ができるでしょうか。なんでこういうところで、と思います。こちらの方がもっと条件が悪いですね。もっと大変だと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 さきほど言いましたように、一から審議に堪えるようにさせてはどうですか。

★★委員 取り下げて仕切り直してもらいましょう。

★★委員 出ている計画自体があまりにも杜撰です。パネルも、サツマイモの耕作が出来ないのであればパネルの数を減らすと。であれば、減らしたものをきちんとした計画で出すのが当たり前であって、指摘されたら直すという、そんな申請の仕方では無いですよ。審議に堪えるものではない。地元とも詰めてもらって、事前協議が整ったものを、営農計画も、3条の申請であれ転用の申請であれ、きちんとしたものを出してもらうのが当たり前です。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 粟生野では昨年暮れに自治会の方に話があったらしいです。自治会長は、粟生野ではこういう問題に対応するのは水利組合だと話したらしいです。それで水利組合に行ったかという、そういう話はまったく聞いておりません。地元説明会ではなくて、近場の家にチラシを撒いてあると。自治会長から話を聞いた当時の水利組合長も心配して、説明会をしてもらわないといけないということで、その時はこの会社ではなくて★★さんという会社でしたね、何度も電話してもつながりませんでした。それで、必要ならあちらから連絡をしてくるだろうとなったそうです。その後、会社が変わって、この★★さんからは何の連絡も音沙汰ありません。それこそ計画も杜撰だと思います。一回取り下げて、地元のことも対応して、それから申請し直してもらいたいと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 ★★委員の言われたとおり、取り下げて仕切り直しですね。

会長 皆さんから三か月、意見をいただきました。新たにまた、水利組合から認めないという話も出ております。所有者からも場所によって取り下げたいという話もあり、色々な問題が絡んでおります。さきほどの聴取のことも含めて、この議案については3条許可申請、転用許可申請とも一旦取下げをして、そして地元との協議、関係書類、適切な営農計画を整える。そういったかたちで指導するということがいかがですか。
(異議なしの声) それでは議案第5号から32号については取下げ指導することいたします。

続きまして33号議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用

地利用集積計画の承認について（所有権移転）であります。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第33号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）ご説明します。
（内容等について説明する。）

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

★★委員 約三反歩で50万円ということによろしいですね。

事務局 金額はあくまでも当事者で話し合った結果ということだそうです。

★★委員 わかりました。

会長 ほかにご意見ございますか。（異議なしの声）それでは33号議案については承認ということにさせていただきます。

続きまして34号議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）であります。この案件につきましては議事参与制限を受ける委員がいらっしゃいます。★★委員におかれましては議案第34号の審議が終了するまでご退席をお願いいたします。

（★★委員退出）

それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）ご説明します。
（内容等について説明する。）

会長 説明が終わりました。ご意見ございますか。（異議なしの声）それでは34号議案については承認ということにさせていただきます。

（★★委員入室）

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

事務局 次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・地目変更登記申請に係る照会について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- ・その他

会長 以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。